

2022年2月7日

仙台市水道局

NPO法人POSSE×フードバンク共同事業  
水なきや生きていけないでしょプロジェクト

## 料金滞納者に対する給水停止に関する要求書

拝啓

私たちは「水なきや生きていけないでしょプロジェクト」です。NPO法人POSSEとフードバンク仙台で活動するZ世代のボランティアが立ち上げました。

今年1月、フードバンク仙台に、料金未納で水道を止められ、数日間水を飲めていないというAさんから支援依頼がありました。食事も数週間とれておらず、意識が朦朧として立っていることも難しい状態でした。公園の水道で水を汲んでいましたが、それも凍ってしまい、雪を融かしてわずかな水を手に入れる生活が2週間ほど続いたそうです。私たちの支援がなければ、命の危険があったかもしれません。

この事例を受けて、私たちはプロジェクトを立ち上げました。すべての人の生存が守られ、安心して暮らせる社会を目指して活動していきます。

私たちは、仙台市水道局に対し、以下の事項を求めます。つきましては、要求内容についてご検討の上、2022年2月14日まで、書面にてご回答をお願いいたします。返答内容につきましては、私たちのSNSなどで公開することとさせていただきます。

敬具

記

### 要求事項

#### 1. 水道料金の滞納者に対し、給水を停止しないでください。

ボランティアがAさんと一緒に南料金センターに電話したところ、担当者は「水道が停止したために(死活問題になる)、というのは考えにくいですよね……(省略)……死活問題というのであれば、公園にでも水道はございますので……」と発言されました。しかし、自宅の水道が止まり、雪から飲み水を手に入れるような状態で、生存が守られていると言えるでしょうか。シャワーやトイレ、コロナウイルスの感染予防に欠かせない手洗いはどうするのでしょうか。水は人間が生きていく上で必要不可欠なものであり、給水停止は死活問題なので

す。またAさんは、水道を止められたことで、「自分は生きる価値がないのかな、死ねってことかな」と思い、自殺を考えたと言っていました。

2. 水道料金の滞納が発生した際、給水停止の決定を、誰が、どのように行っているのか開示してください。

給水を停止することは、その人の生きる権利を否定することです。料金未納が発生してから給水停止に至るまでのプロセスを、明確に開示してください。

3. 過去10年分の仙台市の給水停止件数を開示してください。

給水停止の問題は、Aさんだけの問題ではありません。仙台市の過去の水道停止の件数は、平成27年度5000件、平成28年度5482件、平成29年度5161件<sup>1</sup>となっています。また、2021年4月から9月の間、フードバンク仙台に寄せられた相談のうち75件は水道が停止していたことから、多くの人が直面している問題だと考えられます。給水停止の実態を明らかにするため、過去10年分の給水停止件数を開示してください。

4. 水道料金の滞納者が、必要な支援に繋がるような体制の構築や制度の利用案内などをどのように行っているのかを開示してください。また、過去10年分の支援実績の件数を開示してください。

水道料金を払えない人は、ほとんどが生活困窮者だと考えられます。日本では、経済的な困窮によって水道の供給を停止された末、死に至る餓死事件が毎年のように発生しています。このような状況を問題視し、厚生労働省から、平成24年2月23日付けで「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連携強化の徹底について」という通達がありました<sup>2</sup>。生活困窮者の情報が着実に必要な支援に繋がるよう、ライフライン等の事業者と福祉担当部局が連携することを求める通達です。こうした通達を受けて、仙台市水道局が料金滞納者に対しどのように対応しているのか、また過去の実績も併せて開示してください。

---

<sup>1</sup>仙台市市議会議事録 都市整備建設委員会 本文 2018年8月2日

<https://www.city.sendai.miyagi.dbsr.jp/index.php/9758152?Template=view&VoiceType=all&DocumentID=12051>

<sup>2</sup>厚生労働省「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連携強化の徹底について」2012年2月24日付 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000023m4e-att/2r98520000023ygr.pdf>

**5. 水道料金の滞納者に対し、制度利用の案内や本人が居住する区の保護課など関係機関との情報共有を行い、必要な支援に確実に繋げてください。**

すべての人が利用できる水道は、生存が守られる社会の基礎となるものです。水道を利用する権利より料金が優先されるような制度のもとでは、私たちの生存は守られているとは言えません。実際、ヨーロッパでは市民の水道を止めるのは違法になっています<sup>3</sup>。

フードバンク仙台やNPO法人POSSEへの相談事例を見ると、貧困があらゆる世代に広がっていることがわかります。多くの人々が、先行きが見えない社会で不安を覚えていると感じます。それは、私たち若者にとっても同じです。NPO法人POSSEやフードバンク仙台には、私たちと同年代の大学生や若い社会人からも相談が寄せられるのです。

すべての人の生存が守られ、安心して暮らせる社会の実現のため、滞納者への給水を停止しないでください。

**<連絡先>**

「水なきや生きていけないでしょプロジェクト」事務局

住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-20本町キクタビル6階

電話： (担当：笠原沙織) FAX：022-302-3239 MAIL：sendai@npoposse.jp

<sup>3</sup> [法令2014-274年2月27日2014年2月27日改正法令2008-780年8月13日、未払いの電気、ガス、熱、水道料金の場合に適用される手続きについて - レジフランス \(legifrance.gouv.fr\)](http://legifrance.gouv.fr)